（庶務部副部長）同　佐々木清安
庶務部議員課長事務取扱を解く
（委員部第三課長）同　小林　史武
委員部第二課長兼務を命ずる
（総務委員会調査室次席調査員）
参議院常任委員会調査員　佐伯　道子
（厚生労働委員会調査室次席調査員）同　倉田　保雄
参議院法制局く出向を命ずる（各通）（以上九月十八日）

参議院法制局

辞令

（第三部長）参議院法制局参事　中島　厚夫
第二部長を命ずる
（第四部長）同　川崎　政司
第三部長を命ずる
（第五部長）同　奥津　伸
第四部長を命ずる
（第一部副部長）同　山岸　健一
第五部長を命ずる
第一部第一課長事務取扱を免ずる
（第二部副部長）同　加藤　敏博
第一部副部長を命ずる
第一部第一課長事務取扱を命ずる
第三部第一課長事務取扱を免ずる
（第二部第一課長）同　村上　たか
第二部副部長を命ずる
第二部第一課長事務取扱を命ずる
（第三部第二課長）同　武蔵　誠憲
第三部第一課長を命ずる
（第五部第二課長）同　宮澤　宏幸
第三部第二課長を命ずる
参議院法制局参事　宇田川令子
第五部第一課長を命ずる
（厚生労働委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　倉田　保雄
参議院法制局参事に任ずる
第五部第二課長を命ずる
（総務委員会調査室次席調査員）同　佐伯　道子
参議院法制局参事に任ずる
調査課長を命ずる
（第一部長）参議院法制局参事　長野　秀幸
第二部長兼務を免ずる
（法制主幹）同　杉本　勝則
調査課長事務取扱を免ずる
（第五部第一課長）同　山岸　信雄
参議院事務局く出向を命ずる（以上九月十八日）

参議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程

平成二十四年九月六日次のとおり決定した。

参議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院法制局事務分掌規程（昭和四十年五月二十日決定）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「厚生労働委員会」の下に「及び経済産業委員会」を加え、同条第四項中「もの」の下に「並びに経済産業委員会の所管に属する法制に関する事務」を加える。

第四条第一項中「、経済産業委員会」を削り、同条第四項中「経済産業委員会及び」を削る。

附　則

この規程は、平成二十四年九月十八日から施行する。

人事異動

法　務　省

検事　秋山　実
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する
併任の期間は平成二十四年十一月三十日までとする
同　高瀬　一嘉
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）の併任を解除する（以上九月十二日）

会計検査院

検査官　山浦　久司
会計検査院長重松博之帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（九月十七日）

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、京都労働局の関係事業主を代表する者安藤公人の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年9月18日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、京都労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成24年9月27日

4　推薦書及び添付書類提出先　京都労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣

殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成24年9月18日

北海道労働局長　田中　正晴

第4号中「1時間705円」を「1時間719円」に改める。

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十四年九月五日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十四年九月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

兵庫県豊岡市（大字竹野町舟原の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県豊岡市（大字但東町奥赤の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県豊岡市（大字城崎町結の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県豊岡市（大字出石町暮坂の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県豊岡市（大字生野町栃原の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県朝来市（大字岩津の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県朝来市（大字岩津の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県朝来市（大字石田の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県朝来市（大字山東町与府土・山東町森の各1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県朝来市（大字生野町竹原野の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県朝来市（大字生野町黒川の1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県朝来市（大字山内・澤の各1部）の地籍図及び地籍簿
兵庫県朝来市（大字山東町与府土・山東町森・山東町三保の各1部）の地籍図及び地籍簿